

研究費の不正使用防止に関する意識調査結果について

和洋女子大学研究倫理委員会

【実施日】 2024年10月22日～11月15日

【対象者】 ①常勤の研究者(専任教員・助手)
②職員(研究倫理委員会で決定された対象の事務職員)
③大学院生
④研究生
⑤総合研究機構 特別研究員
⑥客員研究員等

【回答数】 169件

【回答率】 76% (対象者総数 221名)

【調査実施の目的】

競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、意識の向上と浸透を図り、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施すること

【調査結果の利用方法】

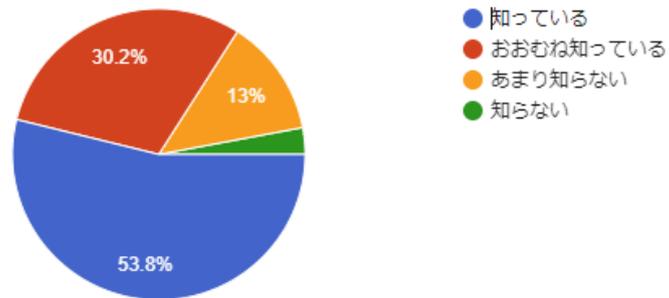
不正防止計画やコンプライアンス教育・啓発活動に活用する。また、学内教職員と結果を共有し、共通認識とする

【質問の構成】

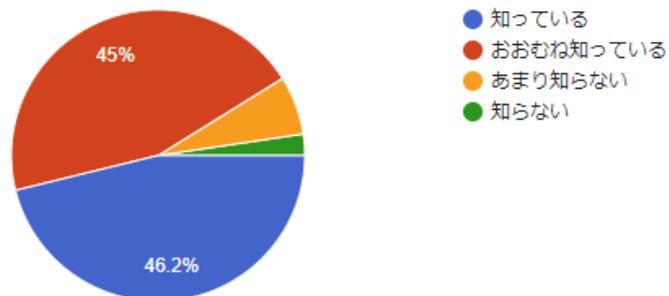
- Q1～Q6 研究費のルールに関する理解
- Q7～Q10 研究費の使用に関する理解
- Q11～Q17 研究不正に関する理解/相談窓口、通報窓口

【調査結果】

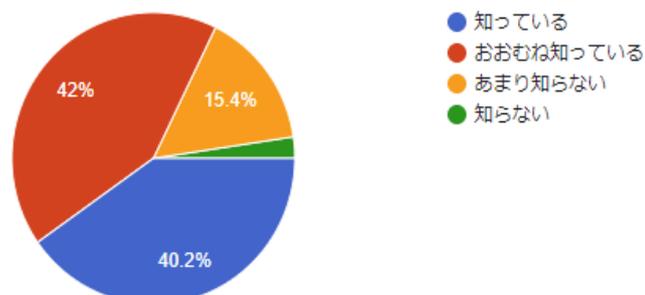
Q1 本学公的研究費の不正防止に関する取り組みについて、大学ホームページ（研究活動ページ）に掲載していることを知っていますか



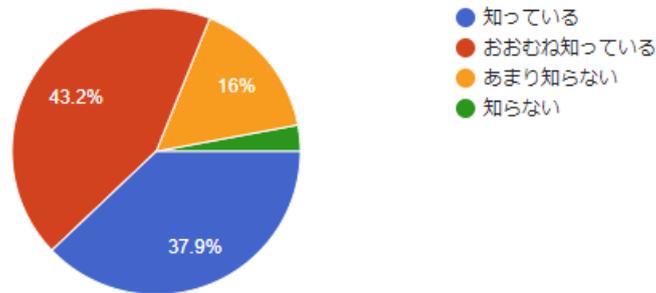
Q2 「和洋女子大学の公的研究費の不正防止に関する基本方針」の内容を知っていますか



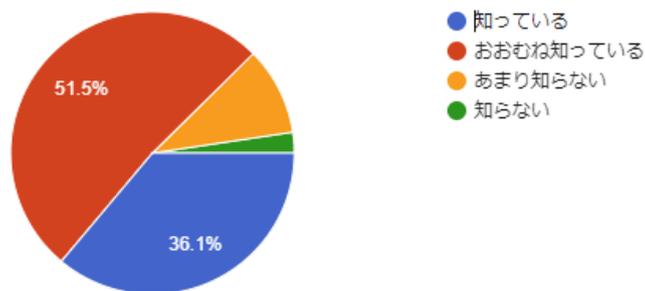
Q3 「和洋女子大学における公的研究費不正防止計画」の内容を知っていますか



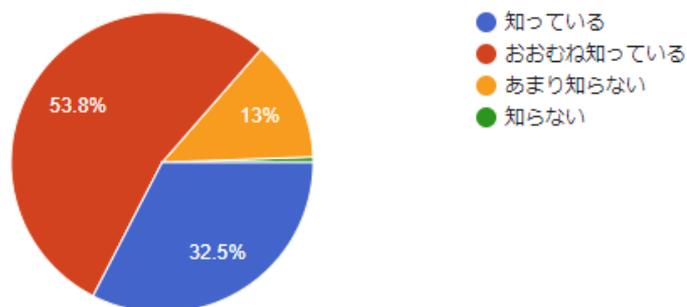
Q4 「和洋女子大学における研究活動上の不正行為防止に係る責任体系図」の内容を知っていますか



Q5 「和洋女子大学における研究活動上の不正行為防止及び対応等に関する規程」の内容を知っていますか



Q6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」の内容を知っていますか



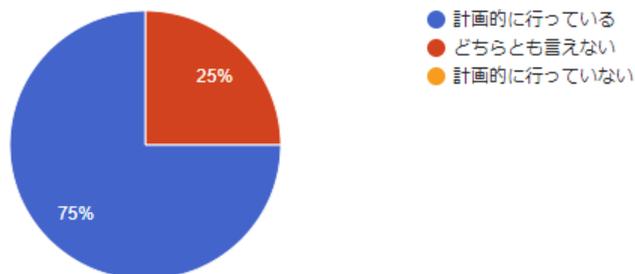
Q1～6 研究費

のルール

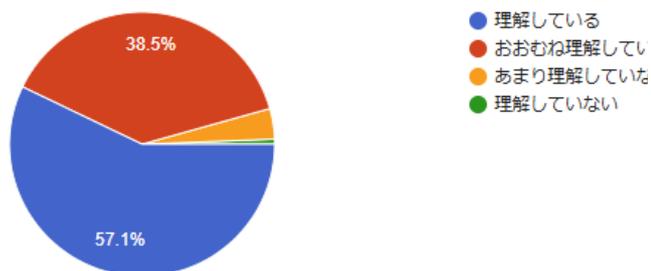
研究費のルールについては 80%以上が分かっているという回答であったが、設問により濃淡があった。責任体系図および不正防止計画の認知度が比較的低く、さらなる周知を行っていく必要がある。また、少数だが「知らない」の回答があり、新任者や研究生・客員研究員等への浸透を図っていく。

Q7 研究費等の使用について、計画的に予算執行を行っていますか

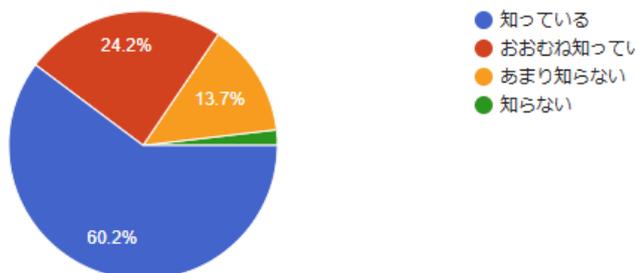
教員に限れば「どちらとも言えない」は 33 名 (23%)。「計画的に行っている」は 111 名 (77%)。前期末や年度末に会計が集中する現実を反映していると考えられる。計画的な予算執行を促す必要がある。



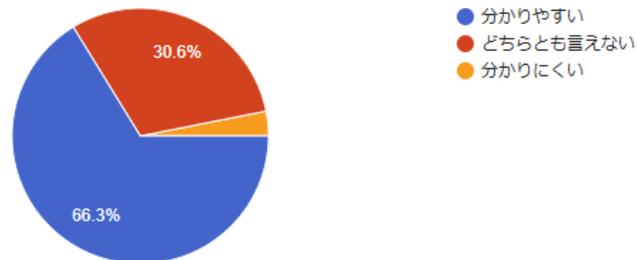
Q8 研究費の管理に関するルール（旅費、謝金等）や検収ルール等は理解していますか



Q9 教員等への個人宛寄附金・助成金について、職務上の寄附であれば本学に申し出て機関管理を行う必要があることを知っていますか



Q10 「和洋女子大学公的研究費取扱ハンドブック」に記載している内容は分かりやすいですか

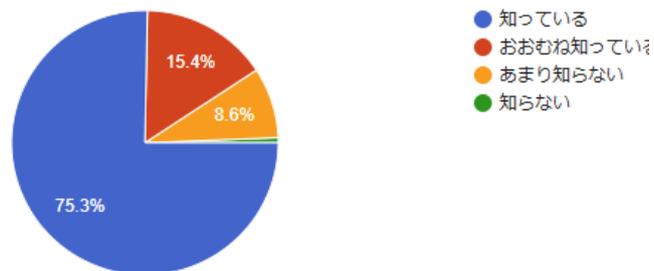


Q7～Q10 研究費の使用に関する理解

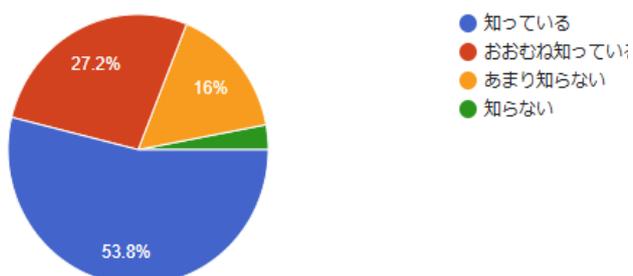
研究費の使用については、9割以上がルールを理解しているものの、ハンドブックが「分かりやすい」とする割合は7割弱であり、また、計画的な執行を行っているのは8割弱となっている。ルールの理解を深め、ハンドブックのさらなる浸透を図り、計画的な執行を促す取り組みが必要とされる。

Q11 研究費を対象とする内部監査が実施されていることを知っていますか

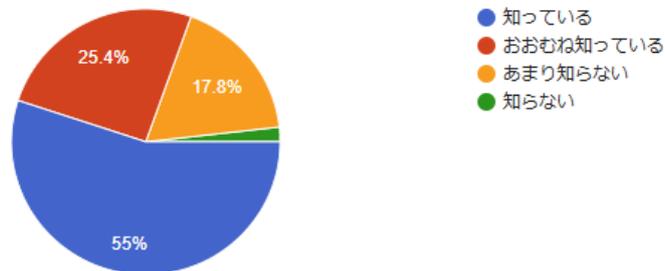
90%が「知っている」「おおむね知っている」であった。「知らない」の1名は「研究生・研究員」の「その他」。



Q12 研究活動に係る学内外からの相談に対し、相談窓口を設置していることを知っていますか

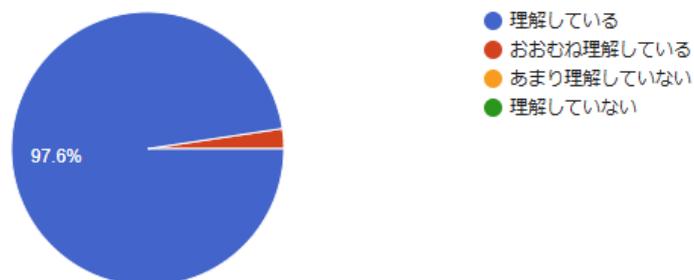


Q13 研究費の不正使用に関する学内外からの告発および情報提供を受け付ける窓口を設置していることを知っていますか

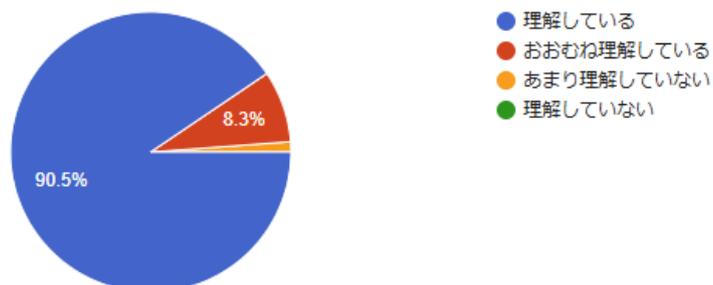


Q14 実際に行ってない出張に対して旅費を受給したり、安価な交通手段を利用して出張したにもかかわらず、実際よりも高額な旅費を受給することは、「虚偽請求(カラ出張)」「水増し請求」として不正受給にあたることは理解していますか

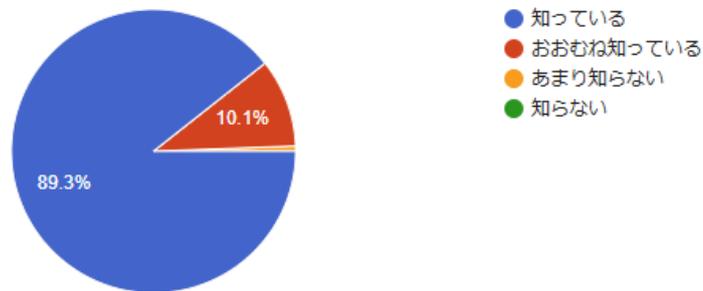
100%が「理解している」または「おおむね理解している」であった。



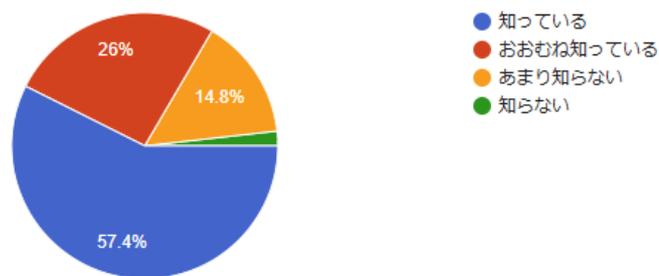
Q15 学生に対して作業実態に基づいて適切に支給された給与・報酬及び旅費の、その全部又は一部を、他の学生に再配分することなどを目的に回収する「還流行為」は禁止されていることを理解していますか



Q16 研究者が公的研究費の不正使用や不正受給を行った場合、競争的資金への応募資格が制限されるなど、研究者個人に対する罰則規定があることを知っていますか



Q17 不正使用に対する意識向上を図り、文部科学省が各大学等における不正使用事案・不正受給事案の概要を web ページに掲載し、研究機関および研究者へ情報提供を行っていることを知っていますか



Q11～17 研究不正に関する理解/相談窓口、通報窓口

内部監査を実施していることは概ね知られているが、相談窓口・告発窓口については認知度が高いとは言えず、引き続き HP や研究倫理研修等で周知していく必要がある。具体的な不正行為や罰則規定は、ほぼ理解されており、研究費不正に関する意識の高さが伺える。文部科学省の web ページでの情報提供については研究倫理研修等で今後も紹介していく。